

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 2 月 21 日

小田原市長 加藤 憲一

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

川東第 1 地区（豊川・上府中・下府中 ※） ※JA かながわ西湘の支店範囲

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 2 月 14 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体

個人 16 経営体（うち認定農業者 3 経営体）

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手がない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構の利用を促進していくが、困難な場合には、当面利用権の設定を併用していく。

6. 地域農業の将来のあり方

○取組事項

豊川：複合化、農作業の集約及び生産性の向上、新たに設立された法人組織等との連携

上府中：複合化、コスト削減及び生産性向上、リーダーの発掘と育成

下府中：機械銀行を行う担い手を中心とした農地保全、将来的な後継者の確保・育成